

## 資料 2－2

### がん診療連携拠点病院等について

#### 1 現状

国は、「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」(平成30年7月31日付け健発0731第1号厚生労働省健康局長通知の別添)を定め、この指定要件を踏まえ、都道府県知事が推薦したものについて、厚生労働大臣が適当と認めたものを、指定する。

令和元年7月1日現在、全国でがん診療連携拠点病院は393箇所、地域がん診療病院を43箇所が指定されている。

県内には、がん診療連携拠点病院が14箇所、地域がん診療病院が1箇所指定されている。

#### 2 内容

##### ①がん診療連携拠点病院

専門的ながん医療の提供、地域のがん診療の連携協力体制の整備、患者・住民への相談支援や情報提供等を行っている。

がん診療連携拠点病院には、各都道府県において中心的な役割を果たす「都道府県がん診療連携拠点病院」と、2次医療圏で中心的な役割を果たす「地域がん診療連携拠点病院」がある。

##### ②地域がん診療病院

がん診療連携拠点病院がない医療圏に1か所整備され、隣接する医療圏のがん診療連携拠点病院と連携しつつ、専門的ながん医療の提供、相談支援や情報提供等を行っている。

#### 3 その他

がん診療連携拠点病院等には、医療従事者に対する研修、患者やその家族等に対する相談支援、また、がんに関する各種情報の収集・提供等の事業に対する補助として、がん診療連携拠点病院機能強化事業費等補助金が交付されている。

